

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各担当課長に対し、1「県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線における草刈り作業等の実施及び県道道路附設工事の実施見通しについて」、2「梅雨時期における大雨による防災対策は」、3「介護保険の改定による町の影響は」の3点について一般質問をいたします。

まず、最初に「県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線における草刈り作業等の実施及び県道道路附設工事の実施見通しについて」であります。

6月に入り、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び県道丸亀詫間豊浜線の通学路における草木の繁茂する時期となり、中学校、小学校通学児童にとっては道路脇に草木が伸びて通学路が狭くなり、通勤による車両の増加に伴い、安全性が損なわれ、非常に危険な状況が起きております。

また草木の繁茂のため、毒蛾の発生や周辺に池がたくさんあり、マムシの発生源ともなっております。

以前は、年2回の草木除去作業を行っておりましたが、最近では県の予算の都合上、年1回しか実施しておらず、それも7月に入り、夏休み前に実施しているのが現状であり、児童・生徒は自転車、徒歩で通学しており、極めて車に対向、接近しており、毎日が危ない状況に置かれているのが現状であります。

地元では、一日も早い県道工事の再開を望んでおり、県道多度津丸亀線（奥白方工区）については、平成16年9月山階岡から奥白方中東（盛土山古墳付近）まで、そして平成21年7月末には奥白方中東から北の前まで県道工事が2回に分けて実施をされ、供用開始となっております。

当初は、浜街道建設時の交通渋滞の緩和のために、県道多度津丸亀線を迂回路として優先的に整備をするとして、用地買収もいち早く終わり、その後開通を目指して工事に入ったわけですが、山階岡から奥白方下池まで供用開始してから既に11年が経過しており、その間、県の担当者も何回も変わり、設計変更後も引き継ぎ、引き継ぎで、地元説明会も開かれずに現在に至っております。

現況では、県道丸亀詫間豊浜線からの朝の通勤ラッシュ混雑を避けるため、見立第1踏切前交差点より右折をし、県道多度津丸亀線の奥白方湯戸の口峠へと殺到しております。

しかし、峠を越えれば、依然として旧町道のため、曲折しており、車両の増加とともに草木の繁茂のために、道路の幅は一層狭くなり、通勤対向車両は

待機して通過をやり過ぎており、通学児童にとっては極めて危険にさらされております。

また、毎年の草刈り実施をしているために、県としても余分の出費を強いられており、一日も早く県道道路工事を実施して開通すれば予算の無駄遣いもなくなり、車道、歩道分離での歩行者の安全・安心の通学路、車両による道路渋滞の緩和、そして通勤通学の目的地への短縮となるのではないのでしょうか。

そのためには、県に対して町は最優先課題事項として、地元とともに県道多度津丸亀線開通実現に向けて強く働きかけるべきであります。

そこでお尋ねをいたします。

1、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線の草木処理作業を前倒しして、せめて6月中には実施できるように要請できないのか。

2、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び浜街道の工事再開実施、完成実現予定の見通しはどうか。

3、県の担当課長も変わり、地元説明会を早急に開けないものかどうか。

4、見立地区信号機を津島久保谷地区のような感知式信号にすべきであり、現状では押しボタンまで遠くて不便であり、車が出られない状況であり、改良設置を強く町として要望すべきであるが、どう考えるのか。

5、奥白方地区県道のユニコム北にも感知式の信号機の設置が必要と思うが、町としても要望すべきと思うが、どう考えるのか。

6、これからの夏の夜は、特に信号機のない県道では金曜日、土曜日の深夜にかけて、暴走族が出没して周辺住民に騒音被害をもたらしているが、町としての対策はどのように考えるのか。

第1点目について質問をお尋ねいたします。よろしくお願いします。

議長（志村 忠昭）

1番から3番について、建設課長の三谷君がお答えいたします。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、尾崎議員のご質問のうち、1点目、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線の草木処理作業を前倒しして、せめて6月中には実施できるように要請できないのかについてお答えいたします。

県道の除草作業について、県に問い合わせしたところ、除草作業については雑草の繁茂に対する通行車両からの視認性の確保のため、中山間内全域で年1回、例年7月上旬から8月上旬を標準期間として発注し、実施しております。今年度についても、同期間での実施の予定と聞いてはおりますが、特に通学路のうち、既に児童の通学に著しい妨げになっている箇所については、6月中に実施を検討いただけるよう県に要請をしてまいります。

次に、2点目、工事再開実施、完成実施予定の見通しについてお答えいたします。

現状について県に確認を行ったところ、県道多度津丸亀線（奥白方工区）については、現在道路計画に関し地元関係者と調整を行っております。

また、さぬき浜街道、県道丸亀詫間豊浜線（多度津西工区）については、現在、弘田川左岸側において、高架橋西側の擁壁を施工しており、今後も早期に供用開始できるよう鋭意工事を進めているとのことでありました。

早期完成に向け、町としても県へ要請をしております。

次に、3点目、県道多度津丸亀線（奥白方工区）について、地元説明会を早急に開けないものかのご質問についてお答えいたします。

県に確認した内容にもありましたが、現在道路計画に関する地元関係者との調整を行っている段階であるため、地元説明会については状況を踏まえて、実施に向け検討していくと聞いております。

町としては、県と地元調整など協議、協力しながら、事業の早期完了を図ってまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、先の3点についての答弁とさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問のうち、4点目から6点目につきましては総務課のほうよりお答えをさせていただきます。

ご質問のうち4点目、見立地区信号機の改良要望についての質問にお答えをいたします。

既設道路への信号機の設置や改良などのご要望につきましては、ご要望地点での交通事故の多発などに対する対策として、安全確保のために必要と認められる要望内容について、町から県への申請に基づき、当該地点の交通量、事故件数、通学状況などを検討しつつ、県の公安委員会、所轄土木事務所、管轄警察署及び道路管理者による現地診断の結果、その採択の可否を判断されることとなっております。

何分、周囲の利用者に対し、交通規制を課すこととなる改良でございますので、地元の同意の上で地元等から町へ要望いただくという形、申請書のご提出をいただいております。

町へ申請書のご提出があれば、県の定める信号機設置の採択基準を満たすかどうか確認した上で、県への要望について検討いたしたいと思っております。

続いて、5点目、奥白方地区県道の信号機設置要望についてのご質問にお答えをいたします。

先のご質問への回答と同じく、地元要望に基づき、県に現地診断を依頼する必要がございます。

なお、県の定める信号機設置の採択基準につきましては、信号機の設置以外で安全が得られないこと、また車道幅員が5.5m以上であること、そして主道路の自動車等往復交通量が1時間当たり原則として300台以上あることなどの要件がございます。

採択基準を満たさない要望箇所につきましては、県に申請ができないという場合もございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

続いて、6点目、暴走族による周辺住民への騒音被害対策についての質問にお答えをいたします。

供用開始後の道路に係るご質問のような問題に関しましては、地域、警察の連携による迅速な通報と対応が肝要であり、そのための常日ごろからの地域、警察、行政間の連携が必要と考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

昨日でございますが、山階の面附池、白方池の信号機のある交差点での事故がありました。

そして、車両は大破しておりました。

信号機のある県道でさえも事故が発生、多発をしているわけでありますから、なおさら県道における信号機のないところでの引き寄せは言うまでもなく、地元優先にすべきであります。

そして、県の採択基準、3項目の要件でございますが、これにつきましても、朝7時から8時までの通勤ラッシュ時には、この300台という数字に匹敵する車両の通過があるようであります。

したがいまして、少人数でも地域の住民、そして子供の命と安全は何よりも優先しなければならないと思います。

全て自己責任となっており、採択基準の見直しが必要であり、県道が直線であればあるほど、どうしてもスピードアップして速度を上げて通過をしております。

したがいまして、この奥白方地区の下池より下の東方向行きでは、下り勾配で車両優先のスピード感覚がなくなっており、極めて危険であり、一度信号機で緩和するということが必要ではないのでしょうか。

その意味で、答弁をお願いしたいと思います。

また、騒音が深夜であり、猛スピードのため、通報しても逃亡することが多いので、付近の住民の方が困っているということでございます。

その意味で、事故防止のためにも、そういう観点からの信号機の設置を一考

すべきだと思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

お聞きいたしましたところ、そういった現状があるということにつきましては、全く否定するつもりは毛頭ございません。

確かに、県が設けております信号機設置の採択基準、これは先ほど答弁の中で申し上げました3つの基準を含めて、全部で10の基準がございます。

その中の主なものとして、先ほどお答えをさせていただいたわけですが、なにぶん信号機設置、これは町単独でできるものではございません。

そういったところから、原則として決められた基準をクリアしなければ設置ができないという部分については、ご理解を賜りたいと存じます。

それと、事故の問題に関しましては、こういった信号機の設置でどこまで抑制できるかというところはわかりませんが、それ以前にやはり車を運転する人のモラルの問題というのが最も大きいものであるというふうな認識をいたしております。

そういったところから、県と警察とも連携をいたしまして、交通安全施策の一環として、そういった交通法規の遵守という部分についての啓発を行うことによって、こういった交通事故の減少を図っていけるかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

一日でも早い県道実現のために、地元の説明会あるいは協議会を開いてほしいと強く要望をいたします。

次に、「梅雨時期における大雨による防災対策は」についてであります。

豪雨、洪水災害時に、県は四国で初の判断遅れ防止のために、避難情報発令を県が主導し、市町への伝達文に目安として明記することを県の防災会議水防部会で決めたことが報じられております。

昨年夏の台風10号被害でも、わが多度津町では、桜川氾濫による浸水被害が記憶に新しいところであります。

特に、わが多度津町では位置的に各市町の最下部にあり、そして海に面しており、満潮時と重なった場合は流域水量が集中する地域とも重なっており、豪雨時には浸水、洪水被害が発生しております。

その上、山池、里池が数多くあり、池の満水時には下流へ放出する水量が多いことから、豪雨時には洪水災害が起こる可能性、危険性が大きいことが心配されております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、洪水の危険の高いほうから、1. 氾濫危険水位、2. 避難判断水位、3. 氾濫注意水位、4. 水防団待機水位の到達情報から、今後氾濫危険水位を「避難勧告」、避難判断水位を「避難準備、高齢者等準備開始」を発令する目安として明記するということではありますが、多度津町では例えばどのように考えて対応するのか。

2点目には、昨年夏の浸水被害から豪雨降水量と上流からの流入水量、山からの出水量、及びため池の満水面からの放出流量、及び危険水位に達したときのため池のゆる抜き放流などで、満潮時と重なったときに一気に水位が上昇して浸水被害が拡大するので、水防体制は広範囲に浸水被害が発生した場合、町として人的配置はどのようにしているのか。

3点目には、豪雨時における避難指示、避難場所、緊急災害物資については、具体的に各地区においてどうしているのか。

4点目に、防災無線の活用と町民に対する防災ラジオの購入が必要と思われるが、町の考え方はどうか。

4点についてお尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の梅雨時期における大雨による防災対策についてお答えを  
してまいります。

まず、1点目の河川の水位上昇に関する住民への避難情報の発令についてで  
あります。

議員のおっしゃられた各種水位につきましては、水防法に基づき、県水防計  
画により、河川ごとに設定をされており、本町に影響のある範囲において申  
し上げますと、桜川、弘田川の2河川において水位計が設置され、水防団待機  
水位、氾濫注意水位が設定をされております。

また、避難判断水位、氾濫危険水位の設定につきましては、対象となる河川  
が水位周知河川として指定される必要があるため、本町に影響のある範囲で  
申し上げますと、金倉川において避難判断水位、氾濫危険水位設定がされて  
おります。

金倉川におきましては、水位上昇により、水害発生の危険性が高まった際、  
「避難判断水位」に到達した段階で「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を、  
「氾濫危険水位」に到達した段階で「避難勧告」を、決壊や氾濫が発生  
もしくは大雨特別警報が発表された場合には「避難指示（緊急）」を住民の  
皆様へ発令することになっており、ほかの河川と同様の基準で設定をされて  
おります。

また、平成28年度には、遅滞なく避難情報を住民に発令できるよう、国土交  
通省の作成したガイドライン等に基づき、県や関係市町とも連携をし、タイ

ムラインとタスクチェックリストを含むマニュアルを策定したところでございます。

一方、議員もご指摘の桜川を含むその他の河川につきましては、河川改修が不十分であったり、潮位の影響がかなり大きい等の理由から、「避難判断水位」や「氾濫危険水位」の水位の設定が困難であるため、県の水位周知河川の指定を受けていない現状でございます。

したがって、現段階におきましては、避難情報発令の明確な基準がなく、警戒態勢に入った際には危険箇所への巡視等を行ったり、住民からの通報により情報収集をし、できるだけ早く危険な状況を把握に努めております。

その上で、情報を整理分析し、これまでの経験則等から、避難情報の発令判断をせざるを得ない状況となっております。

いずれにいたしましても、桜川を初めとする2級河川については、河川管理者である県と連携をし、各種対策を講じることが最も重要であると考えております。

現在、国土交通省が取り組みを進める「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県におきましても、河川に関する防災減債の取り組みを推進していくこととなっておりますので、本町に影響のある河川につきましては、これまで以上に強く要望してまいりますことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以下、担当課長より答弁をまいります。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問のうち、2点目のため池からの流入による浸水についてというご質問でございますが、これまでも出水期、特に台風の接近が想定される場合には、産業課からため池管理者である水利組合へ事前に水抜きを行うなどの適切な対応や点検を行っていただくよう、その都度依頼を行っており、関係者の皆様の多大なるご理解とご協力を賜っているところでございます。

また、気象警報が発令された場合にあっては、水防本部を設置し、職員が待機するだけでなく、町内巡回を行うなどして警戒態勢をとっており、万一の事態が発生した場合には、被害が最小限にとどまるよう関係機関と連携をとり、対応に当たっているところでございます。

ため池管理者の皆様におかれましては、出水期前には、今一度所管のため池の点検を行っていただくとともに、日頃から気象情報に十分ご留意いただき、特に梅雨や台風シーズンにため池が危険な推移に到達するような危機的事態に直面しないよう、今後ため池管理者に対し事前に情報提供し、備えることが最も重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、3点目の避難と災害物資についてでございます。

避難については、それぞれが置かれている環境や状況が異なるため、画一的な避難はお示しすることは難しいと言わざるを得ません。

町民の皆様一人一人が万が一の際にどうすれば危険から身を守ることができるのかをお考えいただく必要があります、自分たちはどうしたらよいかということについて、自主防災組織や自治会を中心に地域で話し合いの機会を持たれている地域もあると承知しております。

災害から緊急的に身を守るために避難する避難場所につきましては、町内で57カ所指定しており、災害種別に応じ活用していただくべく、ハザードマップ等により周知を行っているところでございます。

備蓄品につきましては、現段階では多度津中学校に集中管理を行っておりますが、地震などの各種災害に対応する必要もあるため、本年度から複数年をかけて増強するとともに、数週間以上の長期にわたる避難生活が必要となった場合に活用される13カ所の避難所に原則分配配備していく計画でございます。

最後に、4点目の防災行政無線の活用と防災ラジオの購入についてでございますが、防災行政無線につきましては、平成28年度においては訓練を除き、避難準備情報を発令した際に対象地域を限定して稼働させ、住民への情報伝達手段として活用をいたしたところでございます。

防災行政無線は、災害時の伝達手段の一つであり、手段の多元化が必要であることは言うまでもございません。

方法の一つとして、個別受信器や議員おっしゃる個別受信機能のついた防災ラジオを整備することも考えられますが、家庭のさまざまな場所に置くための複数台購入のための費用負担の問題でありますとか、既に正常に稼働しているかどうか等の維持管理の問題も踏まえますと、費用対効果が決して高いとは言えないと考えております。

また、外出先を含め、個別受信器を肌身離さずどこにでも持ち歩くことは現実的ではなく、現段階で導入の予定はございません。

情報伝達手段の多元化といたしまして、既に行っているメール配信サービスや携帯電話各社が提供するエリアメールなどを今後も一層活用するとともに、電話による自動応答システム等により、流れた放送内容を再度確認できる仕組みづくりを今後整備するなどしまして、できるだけ費用負担が少なく、多くの方が平等に受け取ることのできる伝達手段の多元化を実現してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をさせていただきます。

2番目の特に昨年の経験からありますように、広範囲に浸水した場合、町の水  
中ポンプの貸し出しはできるのか。

そして、現在町では何個あるのでしょうか。

そしてまた、この数では足りるのかについてお伺いします。

もう1点は、防災ラジオ購入の件でございますが、災害発生時には自宅に  
いることが多い高齢者宅でございますが、この方を対象にせめて防災ラジオ購入  
を検討できないものか、2点についてお尋ねをいたします。

よろしくご答弁をお願いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

広範囲にわたる浸水があった場合の水  
中ポンプの貸し出しについてでございますが、これは従来より貸し出しを実施いたして  
おります。

その台数についてですが、厳密な数字はちょっと今把握できておりませ  
んが、十数台あるかと思っております。

そのポンプにつきましても、いつ何どきでも稼働ができるようにメンテナ  
ンスはしっかりと行っているという状況でございます。

防災ラジオについては、町長のほうより答弁をさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の防災ラジオについてであります。今私どもの町内では防災行  
政無線を設置しております。

それで、いろいろと各市町、私どもも首長同士の会とかいろんなところで話  
をする機会が多くなってきています。

これは、やはり南海トラフの引き起こす大地震というのが目前に迫るとん  
ではないかという危機意識の中で、いろいろと話をしているところであります  
が、やはり防災行政無線に関しましては、他市町ともにこれだけでは不十分  
じゃないか、雨の日、また風の強い日、寒い真冬の締め切ったところでは聞  
こえないんじゃないかという懸念が多く持たれております。

その中で、当町といたしましても、防災ラジオの配付というのは考えていか  
なければいけないと思っております。

今、他市町のことを考えますと、住民のほうから負担をいただいている一つ  
のおうちの中で1,000円いただくとか、そういう負担もいただいて防災ラジオ  
を提供している市町もあります。

そういう中で、私どもはどういうふうにすれば一番いいのかということも今  
検討しているところであります。やはりこれには財政が大きく問題になっ  
てまいりますので、財政状況を考えながら、早く防災ラジオの配付というの

はやらなければいけないということは考えております。ご理解いただきまようようお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

先ほど2点については強く要望したいと思います。

最後に、「介護保険の改定についての町への影響は」についてであります。介護保険制度は、家族介護の負担を減らし、介護を社会全体で支える仕組みとして「介護の社会化」を理念に始まりましたが、制度の見直しのたびに給付抑制が進められてきており、自己負担増が求められてきております。

今回、先日の参議院厚生労働委員会では、一定所得以上の人に3割利用料負担を求める介護保険法等改正案を賛成多数で可決されました。

2015年から改定で2割負担に引き上げた影響調査の必要も政府は認めながら、結果が出る前に3割負担に踏み切ることになり、これは国庫負担を減らす一方、要介護者や家族の苦しみに追い打ちをかけるだけの根拠なき3割負担となります。

また、介護職員の人材不足解消策も不十分で、低い職員配置基準と国家負担を引き上げるとともに、介護報酬全体の底上げに方向を転換することが求められております。

そして、「財政的インセンティブ」「我が事、丸ごと地域共生社会」の名のもとに自治体による強引な介護サービス取り上げや福祉に対する公的責任が大幅に後退しかねない危険性をはらんでおります。

政府は、介護離職ゼロを掲げながら、法案の中身は介護離職や介護難民を拡大する危険を増大するもの内容となっております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、今回の介護保険が改定されれば、町への影響はどうなるのか。

また、対象者はどのくらいになるのか。

2点目には、改定介護保険法により、重い利用者負担のために、また軽度者（要支援者、要介護1、2）と判定されたために、必要なサービスが利用できない高齢者が、また特別養護老人ホームにも入所できず、行き場のない介護者が増大していると思われるが、多度津町での実態はどうなのか。

3点目には、改定介護保険法がもたらす町の役割と課題、今後の取り組みについてはどうなのか。

この3点について答弁をよろしくお願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員のご質問の介護保険の改定についての町への影響についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、介護保険法の一部改正として、介護保険制度の持続可

能性を確保するために介護保険サービス利用者の2割負担者のうち、特に所得の高い年金収入等340万円以上の利用者の負担割合が3割に、平成30年8月から引き上げられます。

また、40歳から64歳の介護保険料が報酬額に比例した負担とする改正も行われます。

1点目のご質問の介護保険の改定による町への影響と対象者の人数についてですが、町への影響としましては、自己負担額が増加することから、サービスを必要とする方がサービス利用を迷い、利用開始が遅れたり、自己負担額の増加を懸念してサービス料を抑制することになりますと、高齢者の自立支援を妨げたり、重度化の防止に悪影響になるということが推測されます。

町としましては、そのようなことが起こらないように、高額介護サービスという制度があり、月額4万4,400円の自己負担の上限があることなど、町民の皆様が安心して介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の啓発に一層努めてまいります。

次に、対象者の人数でございますが、平成29年4月現在、本町の介護保険サービス利用者は約1,200人で、そのうちの120名が2割負担者であります。

さらにその中で、340万円以上の所得で3割負担となる利用者は、国の指標3%や本町の26年度の実態から推計しまして、約40名の方が対象となると考えております。

2点目のご質問の行き場のない要介護者が増大しているが、町の実態はどうかについてでございますが、特別養護老人ホームは要介護3以上でなければ入所できませんが、グループホームは要支援2から、老人保健施設等は要介護1から入所できます。

現在、本町において、それらの施設に入所されている方は347名で、要介護認定者1,371人の25.3%を占めております。

昨年の調査結果では、本町にあります2つの特別養護老人ホームに入所申し込みをしている方は111名ですが、当面入所希望がない方などを除きますと、入所が必要な方は20名でありました。

施設に対して入所の必要性の高い方から入所できる優先入所制度を活用するよう、協力を求めています。

3点目のご質問の町の役割と課題、今後の取り組みについてでございますが、町には地域包括支援ケアシステムをさらに強化していく役割があると考えております。

高齢者の自立支援、介護予防、重度化を防止する取り組みを今後も行っていくために、本年度は事業等のデータ分析を行い、新たな目標値を設定し、平成30年から32年までの介護保険事業計画を策定いたします。

次に、地域共生社会の実現に向けた取り組みとしまして、現在生活支援体制整備協議体事業として、住民主体のまちづくり事業にも「たどつ支えあい笑顔の会」のメンバーを中心としまして、積極的に取り組んでいます。

今後も高齢者の居場所づくりや助け合いのボランティア活動を支援してまいります。

次に、課題と今後の取り組みとしましては、一つに認知症施策の推進であります。

認知症高齢者を取り巻く地域のネットワークづくりや認知症への理解を深めていく活動は進んでおりますが、早期に認知症の方を発見し、適切な対応や医療につなげていく組織としての「認知症初期集中支援チーム」の設置ができておりません。

早急に設置に向けて医療機関、地域包括支援センターとの協力を得て取り組んでまいります。

2つ目に、医療と介護の連携の推進であります。

在宅医療の必要性が高まっておりますが、訪問診療を行う医師が少なく、在宅への移行が困難な状況にあります。

訪問看護を積極的に活用しまして、在宅医療、介護を支えていけるよう、訪問看護ステーションや介護支援専門員等と連携を図ってまいります。

以上、尾崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間が余りないので、質問を2点ほどさせていただきますが、もし答弁ができない場合は文書出題していただけたらと思います。

先ほど、優先入所制度ということを言われましたが、どのようなものか、また町での判断基準は具体的にどのようなものがあるのか。

それともう一点は、認知症の初期集中支援チームの設置についてですが、訪問診療の医師が少なく、在宅への移行が困難な状況があるということでございますので、高齢者のひとり暮らし、2人暮らしについてどのようなお考えなのか、2点をお伺いします。

議長（志村 忠昭）

ちょっとこれは時間が途中になりますので、尾崎議員、もしよかったらまた個人的に福祉保健課長のほうにお尋ねをしてもらえたらと思いますので、一応もうこれで。

議員（尾崎 忠義）

わかりました。

以上、3点について私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。